

資源管理協定の中間検証について

作成年月日： 令和8年3月19日

作成者：(協定代表者) 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 大磯一清

<基本情報>

協定の情報	協定の名称	鳥取県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する鳥取県沿岸くろまぐろ漁業、鳥取県定置網漁業及び鳥取県その他くろまぐろ漁業の資源管理協定		
	対象の水域	中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域）		
	対象の資源	くろまぐろ（大型魚）（鳥取県資源管理方針別紙1-1）、くろまぐろ（小型魚）（鳥取県資源管理方針別紙1-2）		
	対象の漁業	沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業、小型定置網漁業		
	協定の有効期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで		
検証の日程等	中間検証（有効期間の2分の1）	有効期間終了時の検証	備考	
	令和7年度	令和8年度(予定)		

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の水産資源名	くろまぐろ小型魚（鳥取県資源管理方針別紙1-1）																					
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年度)	知事管理区分の漁獲量2,517.7トンのうち5.6トンと全体の0.2%となっている。																					
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WC P F C」という。）での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。																				
	協定の取組内容	<p>【くろまぐろ（小型魚）】</p> <p>すべての知事管理区分における、漁獲量の総量が鳥取県に配分された漁獲可能量の95%に到達した後においては、くろまぐろ（小型魚）を対象とする操業を取り止めるものとする。</p> <p>① 沿岸くろまぐろ漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の75%を超えた場合、2キログラム未満の生存個体は放流する。 ・漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の85%を超えた場合、くろまぐろ（小型魚）を目的とした操業は自粛し、意図せず採捕した場合でも生存個体は放流する。 ・漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の95%を超えた場合、くろまぐろ（小型魚）を目的とした操業は自粛し、生存個体は放流する。また、超過を確実に避けるために、1日1尾を混獲採捕した漁業者は、その時点で当該日の操業を切り上げる、又は漁場を移動する。 <p>② 定置網漁業、小型定置網漁業</p> <p>各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の75%を超えた場合、突発的な漁獲に備えるためにグループ内で漁獲情報を共有し、2キログラム未満の生存個体は放流する。各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の85%を超えた場合、生存個体は放流する。各グループの漁獲量の祖横領が配分された漁獲可能量の95%を超えた場合、当該グループにおいて、50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日出漁を見合わせる。</p>																				
	その他の管理措置	漁業者間の自主的管理として、1.2kg未満のものは販売しない。																				
履行の状況		単位	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	備考														
	○:全参加者が履行 ×:上記以外	履行状況	-	○	○	○	○		履行の状況は、沿岸くろまぐろ承認漁業者56隻及び定置網5地区の合計61者で集計。													
		参加隻数	隻	61	61	61	61															
		取組内容	トン	7.0	16.3	16.0	8.7															
		取組実績	トン	5.8	8.1	11.1	5.6															
資源状況	<p>2024年にISCが資源評価を更新した。1983～2022漁期年（暦年7月～翌6月）のデータを用いた統合モデル（Stock Synthesis）により推定された親魚資源量は、1983年、2010年頃に歴史的最低水準となる変動傾向を示している。近年の親魚資源量は、2010年に1.2万トンまで減少した後、急速に回復していることを示した。最近年（2022年）の親魚資源量は約14.4万トンであり、これは平衡状態における初期資源量（SSBO）の23.2%に相当する。加入量は親魚資源量とは明確な相関を示さずに年変動し、2012、2014年の加入量は低水準であったが、2016年は過去の平均を上回る加入が推定された。なお、ISCは2019年以降の加入量推定値は不確実性が大きいとしている。これらの資源評価結果をもとに、ISCは本種の資源状態について、1）最近年（2022年）の親魚資源量は一般的に用いられている管理基準値と比較しても「減りすぎ」の状態を脱却しており、2）近年（2020～2022年）の漁獲強度は、F23.6%SPRと推定されており、一般的に用いられている管理基準よりも低く、「獲り過ぎ」の状態にもないとした。</p> <p>出典：令和6年度国際漁業資源の現況</p>																					
取組の評価	取組の効果が継続する																					
	評価内容	<p>令和3年度から令和6年度までの取り組みにおいて、漁獲可能量の超過はなく、全漁業者適正に履行している。また、定置網への突発的な入網の際にもグループ及び漁業者間の融通等を行うことで採捕自粛期間も最小限に抑えてきた。漁業者からは、沿岸にてクロマグロ資源が回復してきていると実感している。協定参加漁業者が1日に水揚げする数量は、横ばいもしくは増える傾向があるが、来遊経路により、漁獲変動の影響を受ける傾向がある。</p> <p>【参考】</p> <p>くろまぐろ小型魚の協定参加漁業者CPUE (kg/1者・1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿岸くろまぐろ漁業</td> <td>8.9</td> <td>13.2</td> <td>17.2</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>定置網・小型定置網</td> <td>75.8</td> <td>73.4</td> <td>84.1</td> <td>58.2</td> </tr> </tbody> </table>								R3	R4	R5	R6	沿岸くろまぐろ漁業	8.9	13.2	17.2	11.1	定置網・小型定置網	75.8	73.4	84.1
	R3	R4	R5	R6																		
沿岸くろまぐろ漁業	8.9	13.2	17.2	11.1																		
定置網・小型定置網	75.8	73.4	84.1	58.2																		
取組の改良点等	今後も数量管理を徹底し、適切な資源管理に努める。																					

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の水産資源名		くろまぐろ大型魚（鳥取県資源管理方針別紙1-2）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年度)		知事管理区分の漁獲量2,073.9トンのうち0.6トンと全体の0.02%となっている。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WC P F C」という。）での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。						
	協定の取組内容	<p>【くろまぐろ（大型魚）】</p> <p>全ての知事管理区分における漁獲量の総量が、鳥取県に配分された漁獲可能量の90%に到達した後においては、くろまぐろ（大型魚）を対象とする操業を取り止めるものとする。</p> <p>① 沿岸くろまぐろ漁業</p> <p>漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の75%を超えた場合、大量に採捕され、漁獲可能量を超える恐れが生じた場合は放流する。漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の85%を超えた場合、くろまぐろ（大型魚）の生存個体は放流する。漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の95%を超えた場合、生存個体は放流すると共に、50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日間出漁を見合わせる。</p> <p>② 定置網漁業、小型定置網漁業</p> <p>各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の75%を超えた場合、突発的な漁獲に備えるためグループ内で漁獲情報を共有し、大量の入網が確認され、漁獲可能量を超える恐れが生じた場合は放流する。各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の85%を超えた場合、くろまぐろ（大型魚）の生存個体は放流する。各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の95%を超えた場合、生存個体は放流すると共に、当該グループにおいて、50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日間出漁を見合わせる。</p>						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	備考	
	履行状況	-	○	○	○	○		履行の状況は、令和5年度まで定置網5地区、令和6年より曳き縄1隻加えた6隻で集計。
	参加隻数	隻	5	5	5	6		
	取組内容	トン	1.6	6.5	2.1	4.3		
	取組実績	トン	0.8	4.8	0.4	0.6		
資源状況	2024年にISCが資源評価を更新した。1983～2022漁期年（暦年7月～翌6月）のデータを用い統合モデル（StockSynthesis）により推定された親魚資源量は、1983年、2010年頃に歴史的最低水準となる変動傾向を示している。近年の親魚資源量は、2010年に1.2万トンまで減少した後、急速に回復していることを示した。最近年（2022年）の親魚資源量は約14.4万トンであり、これは平衡状態における初期資源量（SSBO）の23.2%に相当する。加入量は親魚資源量とは明確な相関を示さずに年変動し、2012、2014年の加入量は低水準であったが、2016年は過去の平均を上回る加入が推定された。なお、ISCは2019年以降の加入量推定値は不確実性が大きいとしている。これらの資源評価結果をもとに、ISCは本種の資源状態について、1）最近年（2022年）の親魚資源量は一般的に用いられている管理基準値と比較しても「減りすぎ」の状態を脱却しており、2）近年（2020～2022年）の漁獲強度は、F23.6%SPRと推定されており、一般的に用いられている管理基準よりも低く、「獲り過ぎ」の状態にもないとした。 出典：令和6年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果が継続する							
評価内容	定置網には、年により大型魚の漁獲に波があるが、これまでの取り組みにおいて、漁獲可能量の超過はなく、適正に履行している。 沿岸くろまぐろ漁業は大型魚を目的とした採捕を希望する漁業者が令和6年度から採捕を開始しており、配分された枠内で漁獲ができています。 協定参加漁業者が1日に水揚げする数量は、横ばいもしくは増える傾向があるが、来遊経路により、漁獲変動の影響を受ける傾向がある。 くろまぐろ大型魚の協定参加漁業者CPUE (kg/1者・1日)							
取組の改良点等	今後も数量管理を徹底し、適切な資源管理に努める。							

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	取組の効果が継続する
検証内容	取組の効果がており漁獲枠内の数量管理を行えた。

※以下、該当する場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

対応	
----	--

資源管理協定の中間検証結果

上記について、資源管理協議会による検証結果は以下のとおり。

検証年月日： 令和8年 3月 27日

判定	取組の効果が継続する
検証内容	令和3年度～令和6年度の間組において、小型魚、大型魚ともに漁獲可能量の超過はなく全漁業者適切に履行している。今後も取組を継続し、資源管理を徹底していきたい。